

中間前払金制度と部分払の選択について

1. 制度概要

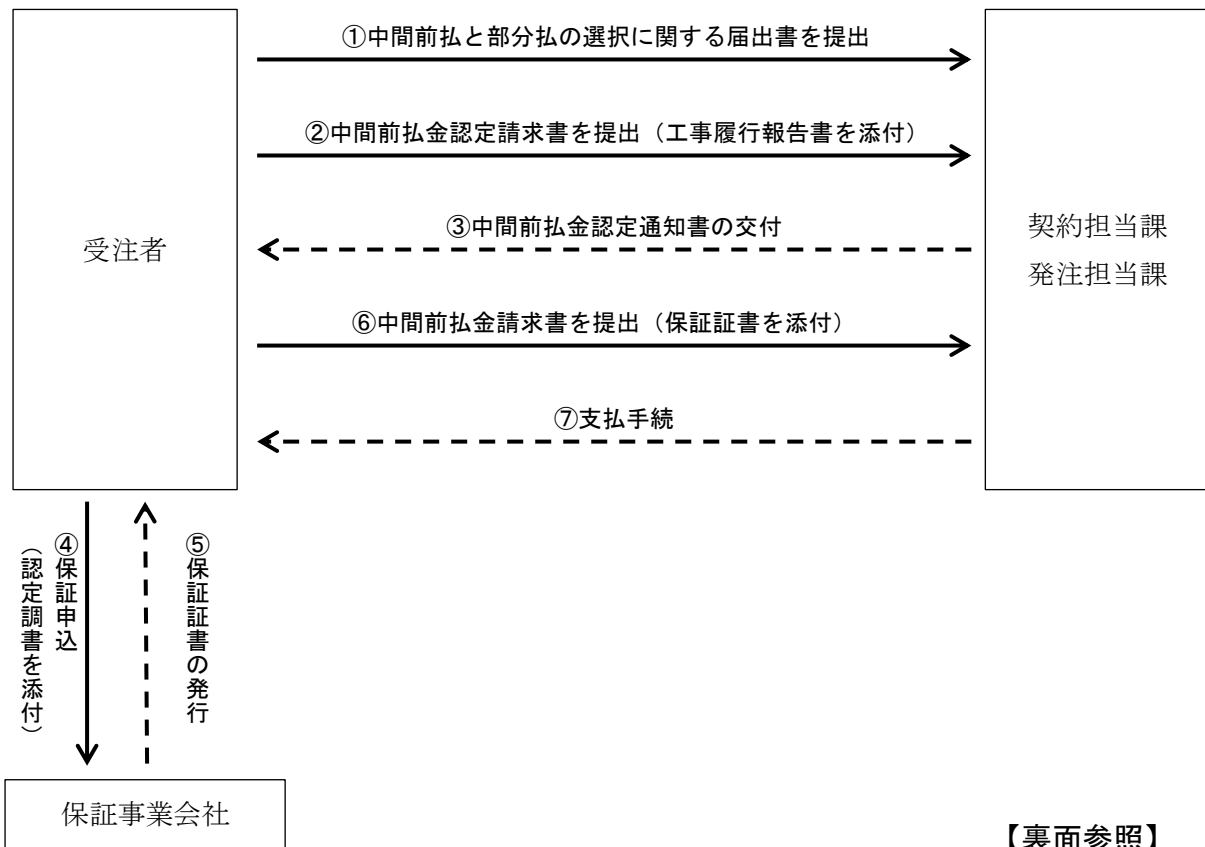
六戸町では、建設事業者の資金調達の円滑化を図ることで発注工事の適正な履行を確保することを目的として、中間前払金制度を実施します。建設工事に係る前金払の支払限度額は請負代金額の4割以内としていますが、一定の要件を満たした場合、通常の前金払に加えて、請負代金額の2割以内を限度額として追加の前払金を請求することが可能となります。

下記、対象工事については、契約締結時に「中間前払と部分払の選択に関する届出書」を提出し、中間前払又は部分払のどちらかを選択してください。

2. 中間前払金の支払要件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払を行うこととした工事でないこと。

3. フローチャート



4. 請求の流れ

①届出書の提出

契約締結時に中間前払と部分払の選択に関する届出書を契約担当課へ提出してください。

②認定の請求

中間前払金を請求しようとするときは、発注担当課に対して、中間前払金認定請求書と工事履行報告書を提出してください。

③認定調書の交付

中間前払金認定請求書の提出があったときは、発注担当課が支払い要件を満たしているか調査（原則として、「工事履行報告書」による書面確認）を行い、要件を満たしている場合は、中間前払金認定調書を交付します。

④保証申込

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社へ中間前払金認定調書を添えて中間前払金保証の申込みを行ってください。（詳しくは、保証事業会社へお問い合わせください。）

⑤中間前払金の請求

保証事業会社から中間前払金保証証書の発行を受けた後、当該保証証書（原本）と請求書を発注担当課に提出してください。

⑥中間前払金の支払

発注担当課工事担当課が請求を受けた日から起算して14日以内に、中間前払金の振込みを行います。

問い合わせ先

企画財政課入札契約担当

TEL 0176-55-4583